

第1 事件番号等

平成25年(ワ)第1187号, 同第1879号, 平成26年(ワ)第452号,
同第1706号, 同第1763号, 同第2629号, 平成27年(ワ)第1827
号, 平成28年(ワ)第935号, 同第2561号, 平成29年(ワ)第1397
号 各損害賠償請求事件

第2 当事者

原告 原告番号1-1外252名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

被告 国

第3 裁判体

札幌地方裁判所民事1部合議係

武藤貴明 (裁判長)

亀井佑樹

亀井直子

第4 判決日時等

令和2年3月10日午前10時00分 805号法廷

第5 主文

- 1 被告らは、別紙認容額等一覧表の「認容／棄却の別」欄に一部認容との記載がある各原告に対し、連帶して、同一覧表の「認容額」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 別紙認容額等一覧表の「認容／棄却の別」欄に一部認容との記載がある原告らのその他の請求及び同欄に棄却との記載がある原告らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、各原告と被告らとの間にそれぞれ生じた費用のうち、各原告に対応する別紙認容額等一覧表の「訴訟費用の原告ら負担割合」欄記載の各割合を当

該各原告の負担とし、その余を被告らの負担とする。

4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

ただし、被告らが、それぞれ、別紙認容額等一覧表の「担保額」欄に金額の記載がある各原告に対し、同欄記載の各金員の担保を供するときは、当該担保を供した被告は、当該原告との関係において、その仮執行を免れることができる。

第6 判決理由（要旨）

1 事案の概要

本件は、原告らが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（本件地震）及びこれに伴う津波（本件津波）の影響で、被告東京電力ホールディングス株式会社（被告東電）が設置し運営していた福島第一原子力発電所（本件原発）において放射性物質が放出される事故（本件事故）が発生したことにより、本件事故当時の居住地から避難することを余儀なくされ、財産的損害及び精神的損害を被ったなどと主張して、被告東電に対しては民法709条又は原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）3条1項に基づき、被告国に対しては国家賠償法1条1項に基づき、それぞれ損害賠償を求める事案である。

2 裁判所の判断

（1）被告国の責任について

ア 規制権限の有無

原子力基本法をはじめとする関係各法令の規定及び趣旨に照らすと、電気事業法40条所定の技術基準適合命令は、原子力発電所の安全性を確保するために発することが想定されていたというべきであり、経済産業大臣は、原子炉施設の一部である非常用電源設備が津波により損傷を受けるおそれがある場合には、原子炉施設の設置者に対し、防護施設の設置その他の適切な措置を講じるよう技術基準適合命令を発することができたものと解するのが相当である。

そして、本件原発は、電気事業法にいう「事業用電気工作物」に当たるか

ら、これが技術基準に適合しない場合には、経済産業大臣は技術基準適合命令を発することができたというべきである。

イ 予見可能性

(ア) 政府の地震調査研究推進本部（推進本部）は、平成14年7月31日、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価」（長期評価）を公表した。長期評価では、本件原発のある福島県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域において、M8クラスのプレート間大地震が発生する確率は、今後30年以内で20%程度、今後50年以内で30%程度であるとされていた。

10 (イ) 被告東電は、平成20年4月、長期評価の見解を踏まえてシミュレーションを実施したところ、本件原発における最大津波高さは敷地南側でO.P. + 15.707mであるとの推計結果（平成20年推計）を得た。

(ウ) 長期評価は、地震防災対策特別措置法に基づき、政府が設置した機関である推進本部によって公表されたものである。また、長期評価の見解は、専門家による十分な議論を経たものであると認められる。そうすると、長期評価の見解は、一定の信頼性のある知見であるというべきであるから、被告国としては、被告東電に対して、本件原発が受ける影響について、長期評価に基づく試算を行わせるべきであったといえる。そして、長期評価の見解に基づく試算が行われていれば、平成20年推計と同様の試算結果を得ることができたはずであるから、被告国は、平成14年には、O.P. + 10mを超える津波が本件原発に到来することを予見することができたと認めるのが相当である。

(エ) これに対し、被告国は、長期評価の見解は、これと異なる理学的知見が多く示されていたほか、その策定に関与した専門家らも一様に理学的根拠に乏しいものであった旨の意見を述べていたと主張する。

しかしながら、長期評価は、そのような否定的な見解があることも踏ま

えつつ、政府の専門機関である推進本部が取りまとめた見解なのであるから、単なる一学説ないし一見解の域にとどまるようなものではなかったというべきである。万が一にも重大事故が発生しないよう、原子力発電所の施設には極めて高度な安全性が要求されることに鑑みると、被告国としては、長期評価の見解を考慮すべき知見として取り込んだ対策を講じるべきであったというべきである。

(オ) したがって、被告国は、平成14年には、O. P. + 10mを超える津波が到来することを予見することができたと認められる。

ウ 結果回避可能性

(ア) 防潮堤の設置

本件津波は、本件原発1～4号機主要建屋設置エリアにおいて最大でO. P. + 15.5mであったから、1～4号機の原子炉・タービン建屋につき、その敷地南側側面から東側全面を囲う10m(O. P. + 20m)の防潮堤を設置すれば、主要建屋に対する浸水を防ぐことができ、ひいては本件事故の発生を防ぐことができたと認めるのが相当である。そして、平成20年推計では1～4号機の敷地南側でO. P. + 15.7mの津波高が予測されていたことからすると、遅くとも平成14年末までに長期評価の見解に基づく推計を行っていれば、平成20年推計と同内容の結果を得ることができ、これを踏まえて本件地震の発生時までに上記防潮堤を設置することは可能であったと認めるのが相当である。

これに対し、被告国は、平成20年推計では主要建屋の敷地高を超える津波は南側から流入するとされていたから、これと同様の推計に基づき防潮堤を設置することとなれば、南側に設置することになるところ、本件津波は北側や東側からも襲来していたから、本件津波の敷地への流入を防ぐことはできなかつたと主張する。しかしながら、平成20年推計は一つのシミュレーションにすぎないのであって、長期評価の見解が、本件原発の

北側や東側からはおよそ津波が襲来しないことを保証するものでもない。むしろ三陸沖から房総沖の海溝寄りの海域ではどこでもM8クラスの地震が発生する可能性があるという長期評価の見解の趣旨を尊重し、万が一にも事故を発生させないという安全側の発想に立つならば、本件原発の南側のみに防潮堤を建設するのでは、結果回避措置として不十分であるといわざるを得ない。そうすると、長期評価の見解を踏まえて本件事故を回避するためには、1～4号機の原子炉・タービン建屋につき、敷地南側側面から東側前面を囲う10m(O.P.+20m)の防潮堤を設置することが合理的であったというべきである。

(イ) 主用建屋の水密化

また、防潮堤の設置に加えて、あるいは防潮堤の設置に代えて、非常用電源及び配電盤の浸水対策（いわゆる水密化）を講じていれば、本件津波により全電源を喪失する事態を回避することができたと認められる。すなわち、タービン建屋の出入口や大物搬入口につき、強度強化扉と水密扉の二重扉を設置し、タービン建屋の換気空調系ルーバーなどの外壁開口部の水密化工事を行い、タービン建屋の貫通部からの浸水防止対策工事を行うとともに、万が一タービン建屋内に浸水が発生した場合に備えて、タービン建屋内の機械室出入口に水密扉を設置し、配管貫通部の浸水防止対策工事を行うなど所要の水密化対策を講じていれば、タービン建屋への浸水を防止することができたというべきである。

これに対し、被告国は、平成20年推計と同様の試算結果を踏まえて水密扉を設置したとしても、本件津波による波力に耐え得るようなものであったどうかは不明であると主張する。しかしながら、実際、本件津波によっても本件原発の主要建屋の外壁や柱等の構造躯体に有意な損傷は確認されていないのであるから、本件事故前に水密扉を設置したとしても、本件津波による波力に耐えられたものと推認するのが相当である。

5 (ウ) 非常用電源設備の高所設置

さらに、これらの措置によってもタービン建屋内の非常用電源設備等に浸水があった場合に備えて、計器類のための非常用電池や非常用電源設備としての配電盤をタービン建屋の高所に配置していれば、全電源喪失の事態を回避することができたと認められる。

これに対し、被告国は、非常用電源設備等を高所に配置しても、同所と建屋との間に敷設されるケーブル等が本件津波によって流されるリスクや、本件地震により非常用電源設備等やこれを格納する建屋が破損するリスクがあったから、本件事故を回避できたとは限らないと主張する。しかしながら、被告国の主張は、抽象的なリスクの存在を指摘するものにすぎず、これを採用することはできない。

10 エ まとめ

15

以上によれば、経済産業大臣が、平成14年末以降、遅くとも平成18年末頃までに、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令を発して、被告東電に対し、所要の防潮堤の設置、主要建屋の水密化、非常用電源設備の高所設置のいずれかの対策をとるよう命じていれば、本件事故が発生した平成23年3月までにはこれらの対策が完了し、本件事故は避けられたというべきであって、これを怠ったことは、その規制権限を付与された目的、権限の性質等に照らし、その許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くというべきである。したがって、経済産業大臣の権限不行使は違法であり、過失も認められる。

20

よって、被告国は、国家賠償法1条1項により、本件事故によって原告方に生じた損害を賠償する責任を負う。

25

(2) 被告東電の責任について

ア 民法709条の適用の可否

原告らは、被告東電に対し、本件事故については原賠法3条のほか、民法

709条も適用されると主張する。しかしながら、原賠法は、民法の特則として原子力事業者の責任を定めたものと解されるから、原賠法3条1項が適用される限りにおいて、民法709条の適用は排除されるものと解するのが相当である。

5 イ 被告国の責任との関係

本件事故は、被告国の規制権限の不行使と、被告東電の津波対策の不備とが相まって発生したものと認められるから、被告東電は、本件事故により原告方に生じた損害の全部について、被告国と連帶してこれを賠償する責任を負うというべきである。

10 (2) 損害論について

ア 避難の相当性、避難継続の相当性について

(ア) 帰還困難区域に居住していた者は、避難指示等により避難を余儀なくされたものであるから、避難を行ったこと及び避難を継続していることに合理性があるといえる。

15 (イ) 旧避難指示解除準備区域に居住していた者は、避難指示等により避難を余儀なくされたものであるから、避難開始の相当性が認められる。そして、避難継続の相当性が認められるのは平成30年3月31日までである。

(ウ) 旧緊急時避難準備区域に居住していた者は、常に緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこと等を求められていたのであって、当該区域から避難を開始することには相当性が認められる。そして、避難継続の相当性が認められるのは、平成24年8月31日までである。

(エ) 自主的避難等対象区域が本件原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、居住する市町村の自主的避難の状況（自主的避難者の多寡等）等の要素を考慮して定められていることからすれば、当該指定は合理的であると認められ、

本件事故時に自主的避難等対象区域に居住していた者については、避難の相当性が認められる。そして、避難継続の相当性が認められるのは平成23年12月31日までである。

(オ) それ以外の区域から避難した者は、本件事故当時の居住地と本件原発との距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、居住する市町村の自主的避難の状況（自主的避難者の多寡等）、避難時期、避難者の年齢や家族構成等を総合的に考慮して、個別具体的事情により避難及び避難の継続に合理性が認められる場合には、その相当性が認められる。

10 イ 財産的損害について

(ア) 主位的主張について

原告らは、財産的損害に関する主位的主張として、本件における財産的損害を算定するに当たっては、一定の基準に基づく抽象的な計算方法を基本的に用いるべきであると主張する。しかしながら、原告らに生じた損害とは、本件事故がなければ存在したであろう状態と現在の状態との差を金銭評価したものであると解されるところ、その差を金銭的に把握するには、原告らに生じた個別の損害項目ごとにその額を算定してこれを積算するのが、簡明かつ合理的であるというべきである。そして、個別の損害項目を積算する方法によつても、被害者に生じた財産的損害を適切に算定することは可能であつて、本件事故の特殊性を理由に原告らの主張すべき損害算定方法を採用すべきであるということはできない。また、個々の被害者の個別事情を捨象して抽象的に損害額を算定することとすれば、かえつて被害者間の公平を害することになりかねない。

したがつて、原告らの主張を採用することはできない。

25 (イ) 予備的主張について

原告らが予備的主張として主張する各損害項目については、本件事故と

相当因果関係のある損害と認められる限度で損害と認めることとする。なお、一部の損害項目については、個別の損害項目としては損害は認定せず、慰謝料の額において考慮することとする。

ウ 精神的損害（慰謝料）について

- 5 (ア) 帰還困難区域に居住していた者の慰謝料は、1000万円とするのが相
当である。
- (イ) 旧避難指示解除準備区域に居住していた者の慰謝料は、避難継続の相当
性が認められる平成30年3月31日まで月額10万円（合計850万円）
が相当である。
- 10 (ウ) 旧緊急時避難準備区域に居住していた者の慰謝料は、避難継続の相当性
が認められる平成24年8月31日まで月額10万円（合計180万円）
が相当である。
- (エ) 自主的避難等対象区域に居住していた者の慰謝料は、30万円が相当で
ある。
- 15 (オ) それ以外の区域に居住していた者の慰謝料は、自主的避難等対象区域に
居住していた者に対する慰謝料額を参考に算定する。

エ 弁済の抗弁について

各原告に生じた損害の総額から、被告東電が既に各原告に対して賠償した
金額をそれぞれ控除することとする。

20 オ 弁護士費用について

各原告に生じた損害の総額から各原告に対する既払金の額を除いた額の
1割を本件事故と相当因果関係のある弁護士費用と認める。

カ 以上に基づいて損害を算定すると、各原告に生じた損害は別紙認容額等一
覧表の各「認容額」欄記載のとおりとなる。